

住みよい環境をめざして

公共下水道事業



いの町

下水道ってどんなもの？

下水道には大きく分けて次の3つの役割があります。

■快適な生活環境を造る。

下水道を整備することにより、トイレが水洗化され、汲み取り便所がなくなり、快適な生活を過ごすことができます。また、側溝や川に汚水が流入しなくなるので、悪臭や蚊、ハエの発生を防ぎ、町が清潔になり生活環境が改善されます。

■川や海をきれいにする。

川や海を汚している大きな原因は家庭からの排水です。下水道を整備することにより、家庭、事務所や工場からの排水を浄化して川に放流するので、川や海がきれいになります。

■資源を有効利用する。

下水道には、水、汚泥、エネルギー等多くの利用可能な資源があります。省エネルギー・リサイクル社会を実現するために、下水道は循環型社会の要として、下水処理水や汚泥の再利用、活用が注目されています。

活用しよう下水道！

町民の皆さんの協力によって築き上げられてきた下水道の目的は、快適なまちをつくることです。トイレの水洗化が進まなければ衛生面での環境整備が進まず、目的を達成することができません。皆さん一人ひとりが自然のサイクルに参加しよう！という気持ちで、下水道を最大限に活用して下さい。



目次

受益者負担金制度	1
受益者負担金とは	
負担金を納めていただく方（受益者）	
負担金の対象となる土地（負担区）	
受益者負担金を納めていただくまで	
負担金を賦課する時期と申告書の提出	
受益者を変更するとき	
負担金の額	
一括納付報奨金制度	
負担金の減免及び徴収猶予	
下水道使用料と水量	8
使用料を納める方は	
汚水量の確認方法は	
使用料金	
下水道使用料算定例	
使用料の納入方法は	
排水設備をつくりましょう	11
排水設備とは	
排水設備の設置例	
トイレの水洗化は3年以内に	
排水設備は遅滞なく設置を	
し尿浄化槽は廃止しましょう	
排水設備は建築物の所有者がつくれます	
排水設備〔水洗化〕工事のお申し込みから完成まで	13
工事は必ず指定工事店で	
排水設備工事の手順	
排水設備工事の事務手続	
水洗便所改造資金利子補給制度	16
これだけは守って下さい	18

受益者負担金制度

◆受益者負担金とは

下水道の施設は、道路や公園のように不特定多数の方が利用できる一般の公共施設と違って、整備された地域の方々しか利用することが出来ません。下水道が整備されることにより、その地域はトイレが水洗化され、し尿及びその他の生活雑排水（汚水）も衛生的に排除され、公共用水域の保全を図ることにより、生活環境は未整備地域に比べて利便性、快適性が向上し、土地の利用価値も向上します。

そこで、下水道の建設にかかる経費を国の補助金、起債、町費だけでまかなうと、下水道を利用できる地域住民の方々と、下水道未整備の地域住民の方々との間に不公平を生じます。

そのため下水道整備により、直接利益を受ける住民の方（受益者）に下水道建設費の一部を負担して頂き、少しでも不公平を解消するために徴収する負担金を「受益者負担金」といいます。

◆負担金を納めていただく方（受益者）

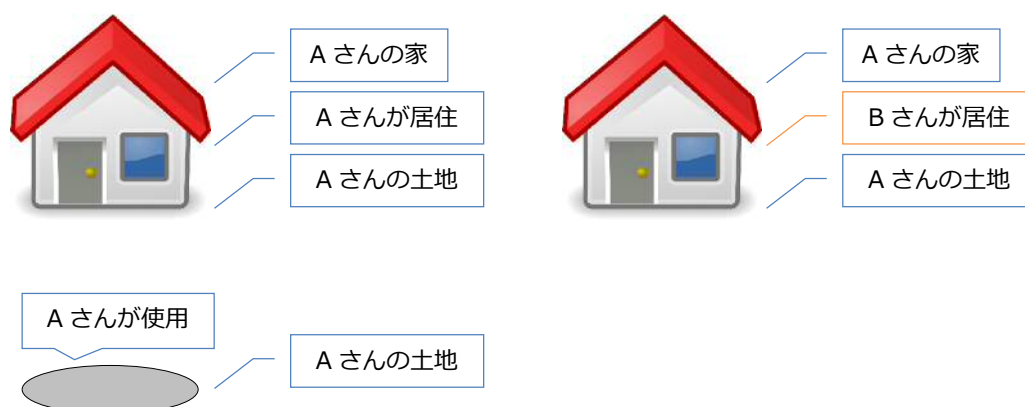
受益者負担金を納めていただく方を受益者といいます。受益者になれる方は、公共下水道が整備され、賦課対象区域として公告された（受益者負担金を負担していただく区域とお知らせした）区域内の土地所有者です。

ただし、その土地に貸借権、地上権などの権利をお持ちの方がいる場合には、双方でお話合いの上、受益者を決めていただきます。

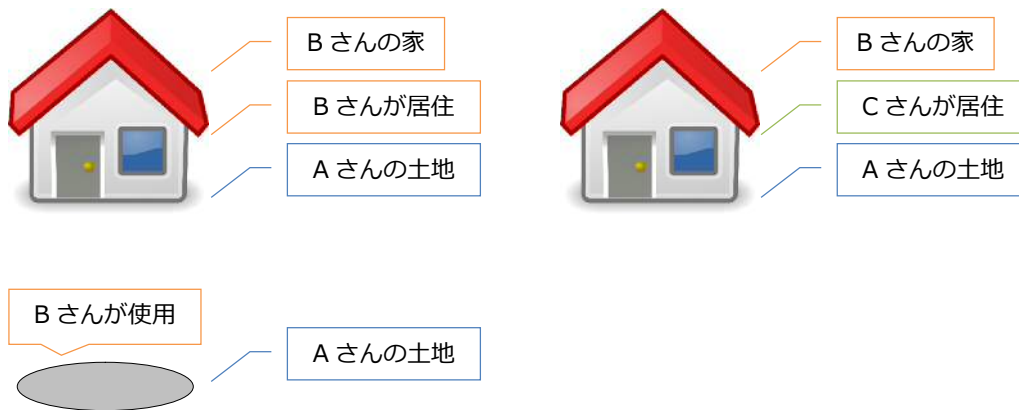
原則として、受益者は次の図のとおりです。

◇受益者の例

例1 この場合の受益者は、Aさんです。



例2 この場合の受益者は、Bさんです。



◆負担金の対象となる土地（負担区）

負担区内にある土地は、すべて負担金の対象となります。空地や駐車場、公共用地なども負担金の対象となります。

また、下水道利用の有無にかかわらず、負担金はかかります。

※公共下水道とは、下水道のうち地方公共団体が主として市街化区域内に整備する下水道をいいます。

◆受益者負担金を納めていただくまで

1. 下水道の整備

※下水道整備が終わると拡張区域として公告されます。

※負担金は下水道利用の有無にかかわらずかかります。

2. 賦課対象区域の公告

3. 負担金説明会

4. 申告書提出

5. 賦課決定（納入通知書送付）

6. 負担金の納入

5年間で20回の分割納入（6月、8月、11月、1月の年4回）

◆負担金を賦課する時期と申告書の提出

すでに公共下水道の整備が終わっているか、その年度内に整備が終わる予定の区域を「賦課対象区域」として公告し、その公告された区域内の土地の所有者に、申告書をお送りしますので、土地の地番、地積、受益者などを申告して

いただきます。

また、その土地に借地権等の権利がある場合には土地所有者と連署して申告書を提出してください。土地が共有の場合にも共有者と連署して申告書を提出してください。その申告に基づき各受益者の負担金額を決定させていただきます。（これを賦課するといいます。）

また、申告書の提出がない方については、再度、法務局の登記簿より土地所有者・地積等を確認し、負担金額を決定させていただきます。

◆受益者を変更するとき

受益者負担金は、賦課決定時点の受益者に最後まで納めていただくのが原則です。ただし、負担金納入の途中で受益者に変更があり、新受益者の承諾のもとに「受益者変更申告書」に連署・押印して届け出た場合には、届け出があった日以降に到来する納期分から新受益者に納めていただくことができます。

※売買・相続等により、納入者（受益者）を変更する場合は、必ず担当までご相談ください。

◆負担金の額

土地の面積 1 m²あたりの単位負担金額が決められています。

納めていただく負担金額は、1 m²あたりの単位負担金額 4 0 0 円に土地の面積を乗じた額になります。

◇計算例

土地所有地積が 200 m²（約 6 0 坪）の場合、次のとおりとなります。

$$\bullet 200 (\text{m}^2) \times 400 (\text{円}) = 80,000 (\text{円})$$

◇なぜ 4 0 0 円（単位負担金額）なのか？

受益者負担金は、国の指導により「下水道施設のための総事業費の 1/3～1/5 が適当である」とされています。

いの町では、最も負担の軽い 1/5 を採用しました。次の計算式で算出したのが 400 円です。

$$\text{単位負担金額} = \text{負担区の事業に要する事業費} \times \text{負担率} \div \text{負担区の面積}$$

～負担金額が80,000円の場合（20回の分割払い）～

年 度	期 別	納 期	
1 年度	第 1 期	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日	4,000 円
	第 2 期	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	4,000 円
	第 3 期	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	4,000 円
	第 4 期	1 月 1 日 ～ 1 月 31 日	4,000 円
2 年度	第 1 期	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日	4,000 円
	第 2 期	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	4,000 円
	第 3 期	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	4,000 円
	第 4 期	1 月 1 日 ～ 1 月 31 日	4,000 円
3 年度	第 1 期	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日	4,000 円
	第 2 期	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	4,000 円
	第 3 期	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	4,000 円
	第 4 期	1 月 1 日 ～ 1 月 31 日	4,000 円
4 年度	第 1 期	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日	4,000 円
	第 2 期	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	4,000 円
	第 3 期	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	4,000 円
	第 4 期	1 月 1 日 ～ 1 月 31 日	4,000 円
5 年度	第 1 期	6 月 1 日 ～ 6 月 30 日	4,000 円
	第 2 期	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	4,000 円
	第 3 期	11 月 1 日 ～ 11 月 30 日	4,000 円
	第 4 期	1 月 1 日 ～ 1 月 31 日	4,000 円
合 計			80,000 円

（10 円未満の端数については最初の納期に合算）

◆一括納付報奨金制度

受益者負担金は、5 年 20 期に分割して納付していただきますが、これを全期または数期分をまとめて前納していただきますと、前納分に応じて 次の表により計算した報奨金を交付いたします。

	総額				年額
納期前に納付した納期数	19	18	17	16	3
報奨金交付 (%)	13.9	13.7	12.9	12.7	1.8

たとえば、負担金総額が 80,000 円（200 m²）の場合、第 1 期の納期限内に 5 年分を全額納付される場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(負担金総額)} & \text{(第 1 期納付額)} & \text{(報奨金交付率)} & & \text{(報奨金交付額)} \\ (80,000 \text{ 円} - 4,000 \text{ 円}) & \times & 13.9\% & = & 10,560 \text{ 円} \end{array}$$

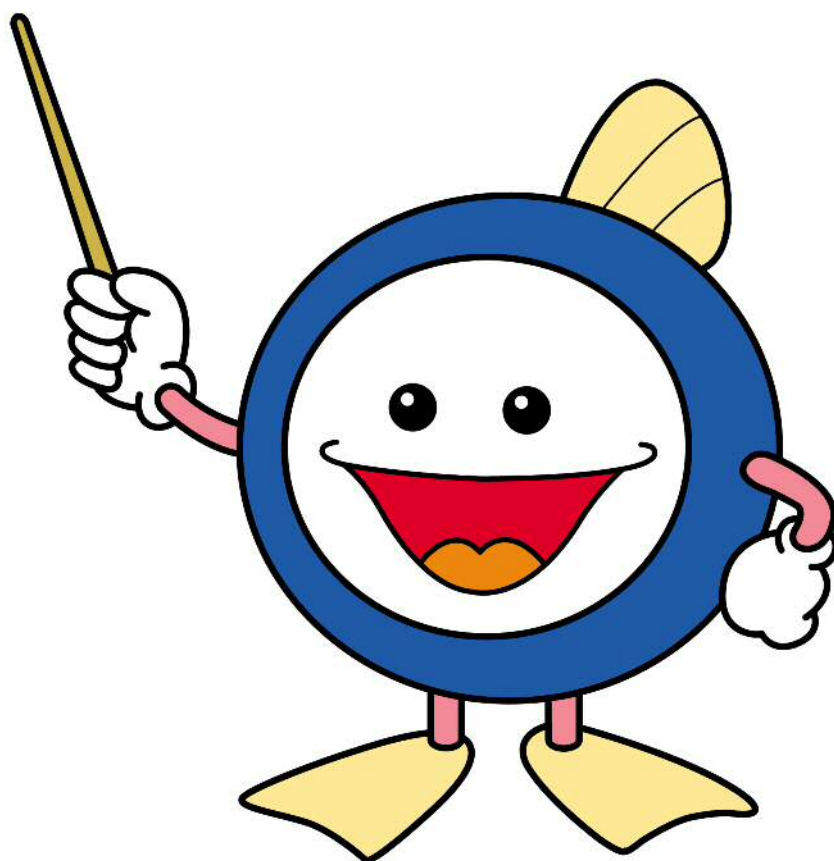
したがって

80,000 円－10,560 円＝69,440 円を納めていただくことになります。

※報奨金の額に 10 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

◆負担金の減免及び徴収猶予

受益者負担金は、土地の状況などにより、受益者の申請によって負担金を減免または猶予しますので必ず申請をして下さい。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

下水道事業受益者負担金減免基準

減免の対象となる受益者	減 免 率 %
1. 国公立の学校及び幼稚園地に係る受益者	75
2. 国公立の社会教育施設用地に係る受益者	75
3. 国公立の社会福祉施設用地に係る受益者	75
4. 警察法務収容施設用地に係る受益者	75
5. 国公立の一般庁舎用地に係る受益者	50
6. 国公立の病院及び診療施設用地に係る受益者	25
7. 有料の公務員宿舍用地に係る受益者	25
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	25
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	100
1. 生活保護法により生活扶助を受けている受益者	100
2. 1 に準ずる特別の事情があると認められる受益者	その都度調査し決定する
1. 私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置し、管理する学校の用に供している土地（管理者又は職員等に住居に使用する建物の土地を除く）に係る受益者	75
2. 私立の社会福祉施設用地（管理者又は職員等の居住に使用する建物の土地を除く。）に係る受益者	75
3. JR 鉄道用地に係る受益者	
ア 踏切、駅前広場	100
イ 軌道用地	100
ウ 駅舎、プラットホーム	25
4. NTT、日本専売産業(株)の事業の用に供している土地に係る受益者	25
5. 宗教法人法第 2 条等で掲げる神社、寺院、教会その他これに類する団体が、その目的のために使用する土地に係る受益者	
ア 墓地	100
イ 境内地	50
6. ア 国、県又は町が文化財として指定した土地（建物その他工作物の施設を含む。）でイ以外のものに係る受益者	100
イ 文化財保護法に基づき史跡指定地域、伝統的建造物、町保存地域として指定した土地に係る受益者	100

7. 消防団が所有又は使用する消防用器具等の格納の用に供している土地に係る受益者	100
8. 町内会又は自治会が所有し、又は使用している土地に係る受益者	100
9. 私道又は水路敷で公共性があると認められる土地に係る受益者	100
10. その他町長が特に認める土地に係る受益者	町長が必要と認める率

受益者負担金徴収猶予許可基準

徴収猶予の対象になる受益者	猶 予 率 %	猶 予 期 間
田畑、山林、原野、沼地その他これに準ずる土地（宅地と認められるものを除く。）に係る受益者	100	他の地目に転用されるまでの間
係争地に係る受益者	//	判決等係争事由の解決のときまで
受益者が、その財産につき喪失、風水害火災その他災害を受け、又は盗難にかかった場合	負担金を納付することができないと認められる金額を限度としてその都度決定	2年以内 公の罹災証明を得られるもの
受益者又は同居の親族が病気又は事故等により長期療養を必要とする場合	//	2年以内 医師の診断書が得られるもの
その他町長が特に認める受益者	//	町長が必要と認める期間

下水道使用料と水量

皆さんの家庭や事業所から排出される汚水を下水道によってきれいな水にするためには、処理場の運転管理や下水道管の清掃、修理など施設の維持管理にたくさんの費用を必要とします。使用料は、これらの経費にあてるため下水道を利用する方から、汚水量に応じて負担していただくものです。

◆使用料を納める方は

受益者負担金と異なり、公共下水道に汚水を流して下水道を使用するすべての方が使用料を納めることになります。

ですから、アパートや社宅、公営住宅などにお住まいの方も、公共下水道を使用すれば使用料を納めていただくことになります。

◆汚水量の確認方法は

区 分	確 認 の 方 法
水道水のみ	水道水の使用水量とします。
井戸水（地下水）のみ	使用者の使用態様を勘案して町で認定します。
水道水と井戸水を併用	水道水の使用水量に町で認定した水量を加算します。

◆使用料金(1カ月当り)

区 分	使 用 料	
基本料金	8立方mまで	520円
超過料金 (1立方mにつき)	8立方mを超え30立方mまで	90円
	30立方mを超え50立方mまで	110円
	50立方mを超えるもの	120円

上の表に定めるところにより算出した額に、百分の百十を乗じて得た額とします。ただし、一元未満については、切り捨てます。

◆下水道使用料算定例

水道使用水量1カ月で20立方m（水道水のみ使用）の場合

基本料金	8立方mまで	520円
超過料金	8立方mから20立方mまで（12立方m×90円）	1,080円
下水道使用料（消費税を含む）合計額は、 (520円+1,080円)×110/100=1,760円		

下水道料金早見表（天王・加田農集含む）

消費税10%対応

単位：円

水量 (m³)	基本料金	超過料金	小計	消費税	合計
1	520	0	520	52	572
2	520	0	520	52	572
3	520	0	520	52	572
4	520	0	520	52	572
5	520	0	520	52	572
6	520	0	520	52	572
7	520	0	520	52	572
8	520	0	520	52	572
9	520	90	610	61	671
10	520	180	700	70	770
11	520	270	790	79	869
12	520	360	880	88	968
13	520	450	970	97	1,067
14	520	540	1,060	106	1,166
15	520	630	1,150	115	1,265
16	520	720	1,240	124	1,364
17	520	810	1,330	133	1,463
18	520	900	1,420	142	1,562
19	520	990	1,510	151	1,661
20	520	1,080	1,600	160	1,760
21	520	1,170	1,690	169	1,859
22	520	1,260	1,780	178	1,958
23	520	1,350	1,870	187	2,057
24	520	1,440	1,960	196	2,156
25	520	1,530	2,050	205	2,255
26	520	1,620	2,140	214	2,354
27	520	1,710	2,230	223	2,453
28	520	1,800	2,320	232	2,552
29	520	1,890	2,410	241	2,651
30	520	1,980	2,500	250	2,750
31	520	2,090	2,610	261	2,871
32	520	2,200	2,720	272	2,992
33	520	2,310	2,830	283	3,113
34	520	2,420	2,940	294	3,234
35	520	2,530	3,050	305	3,355
36	520	2,640	3,160	316	3,476
37	520	2,750	3,270	327	3,597
38	520	2,860	3,380	338	3,718
39	520	2,970	3,490	349	3,839
40	520	3,080	3,600	360	3,960
41	520	3,190	3,710	371	4,081
42	520	3,300	3,820	382	4,202
43	520	3,410	3,930	393	4,323
44	520	3,520	4,040	404	4,444
45	520	3,630	4,150	415	4,565
46	520	3,740	4,260	426	4,686
47	520	3,850	4,370	437	4,807
48	520	3,960	4,480	448	4,928
49	520	4,070	4,590	459	5,049
50	520	4,180	4,700	470	5,170

単位：円

水量 (m³)	基本料金	超過料金	小計	消費税	合計
51	520	4,300	4,820	482	5,302
52	520	4,420	4,940	494	5,434
53	520	4,540	5,060	506	5,566
54	520	4,660	5,180	518	5,698
55	520	4,780	5,300	530	5,830
56	520	4,900	5,420	542	5,962
57	520	5,020	5,540	554	6,094
58	520	5,140	5,660	566	6,226
59	520	5,260	5,780	578	6,358
60	520	5,380	5,900	590	6,490
61	520	5,500	6,020	602	6,622
62	520	5,620	6,140	614	6,754
63	520	5,740	6,260	626	6,886
64	520	5,860	6,380	638	7,018
65	520	5,980	6,500	650	7,150
66	520	6,100	6,620	662	7,282
67	520	6,220	6,740	674	7,414
68	520	6,340	6,860	686	7,546
69	520	6,460	6,980	698	7,678
70	520	6,580	7,100	710	7,810
71	520	6,700	7,220	722	7,942
72	520	6,820	7,340	734	8,074
73	520	6,940	7,460	746	8,206
74	520	7,060	7,580	758	8,338
75	520	7,180	7,700	770	8,470
76	520	7,300	7,820	782	8,602
77	520	7,420	7,940	794	8,734
78	520	7,540	8,060	806	8,866
79	520	7,660	8,180	818	8,998
80	520	7,780	8,300	830	9,130
81	520	7,900	8,420	842	9,262
82	520	8,020	8,540	854	9,394
83	520	8,140	8,660	866	9,526
84	520	8,260	8,780	878	9,658
85	520	8,380	8,900	890	9,790
86	520	8,500	9,020	902	9,922
87	520	8,620	9,140	914	10,054
88	520	8,740	9,260	926	10,186
89	520	8,860	9,380	938	10,318
90	520	8,980	9,500	950	10,450
91	520	9,100	9,620	962	10,582
92	520	9,220	9,740	974	10,714
93	520	9,340	9,860	986	10,846
94	520	9,460	9,980	998	10,978
95	520	9,580	10,100	1,010	11,110
96	520	9,700	10,220	1,022	11,242
97	520	9,820	10,340	1,034	11,374
98	520	9,940	10,460	1,046	11,506
99	520	10,060	10,580	1,058	11,638
100	520	10,180	10,700	1,070	11,770

◆使用料の納入方法は

町が毎月発行する納入通知書により、町出納室（総合支所出納分室、出張所を含む）または町の収納金融機関に納めていただきます。また、お留守にすることの多い方やお忙しい方などは、大変便利な口座振替をご利用ください。

（詳しくは、いの町上下水道課、または、金融機関へご相談ください。）

※下水道を利用すると、汲み取り料金や浄化槽の清掃費、電気料が不要となります。

＜口座振替取扱金融機関＞

四国銀行・高知銀行・百十四銀行・高知信用金庫・四国労働金庫・コスモス農業協同組合・土佐れいほく農業協同組合・ゆうちょ銀行

※各本支店・支所を含みます。

皆さんの下水道使用料が下水道事業を支えているんだね！



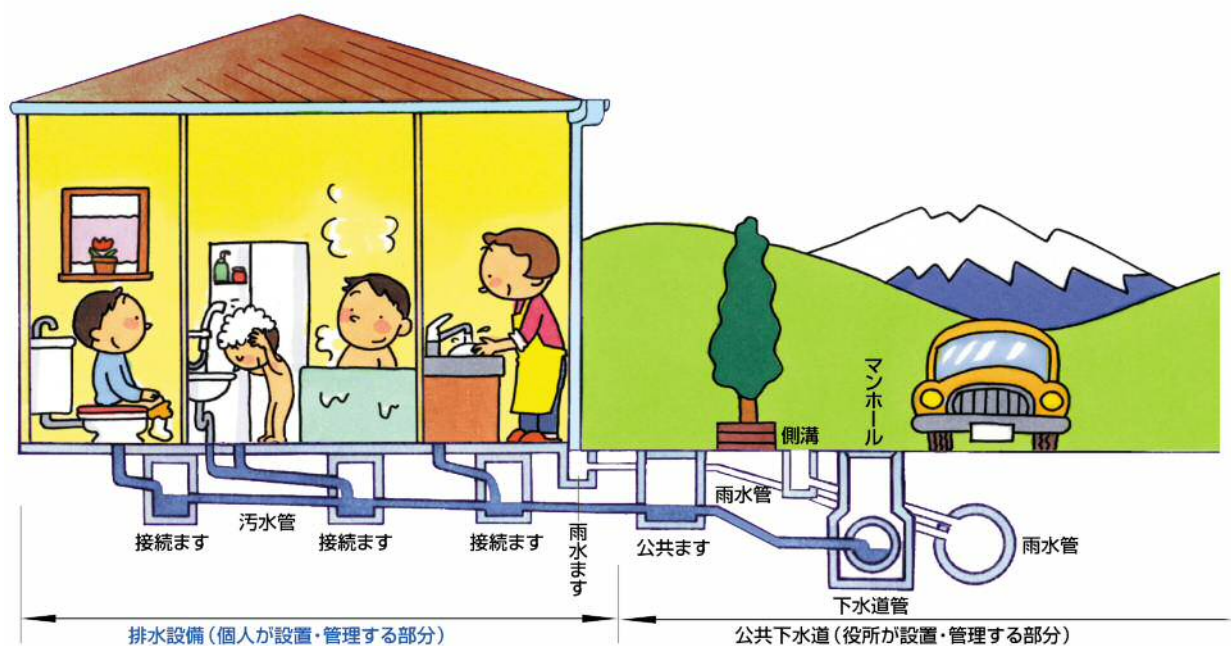
排水設備をつくりましょう

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる地域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりますと、供用開始の年月日、区域などを公示いたします。そうしますと、処理区域内のご家庭では汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」を作っていただくことになります。

◆排水設備とは

下水道は、町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。「排水設備」は、排水管や汚水ます、雨水ますなどで皆様が個人で作り、補修・点検などの管理をする設備です。

◆排水設備の設置例(分流式公共下水道)



◆トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、処理区域として公示されますと、その日から3年以内に汲み取り便所は、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3) また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。

◆排水設備は遅滞なく設置を

台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、遅滞なく公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）

◆し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽は汚水を直接公共下水道に流すものではなく、汲み取り便所と同じ扱いです。そのままですと公衆衛生上好ましくないので、し尿浄化槽は廃止して、直接公共下水道に流すようにしてください。

◆排水設備は建築物の所有者がつくります

水洗トイレの改造や排水管、ますなど排水設備の工事は、建築物の所有者に義務付けられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事を行うことができますが、この場合は、建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしましょう。



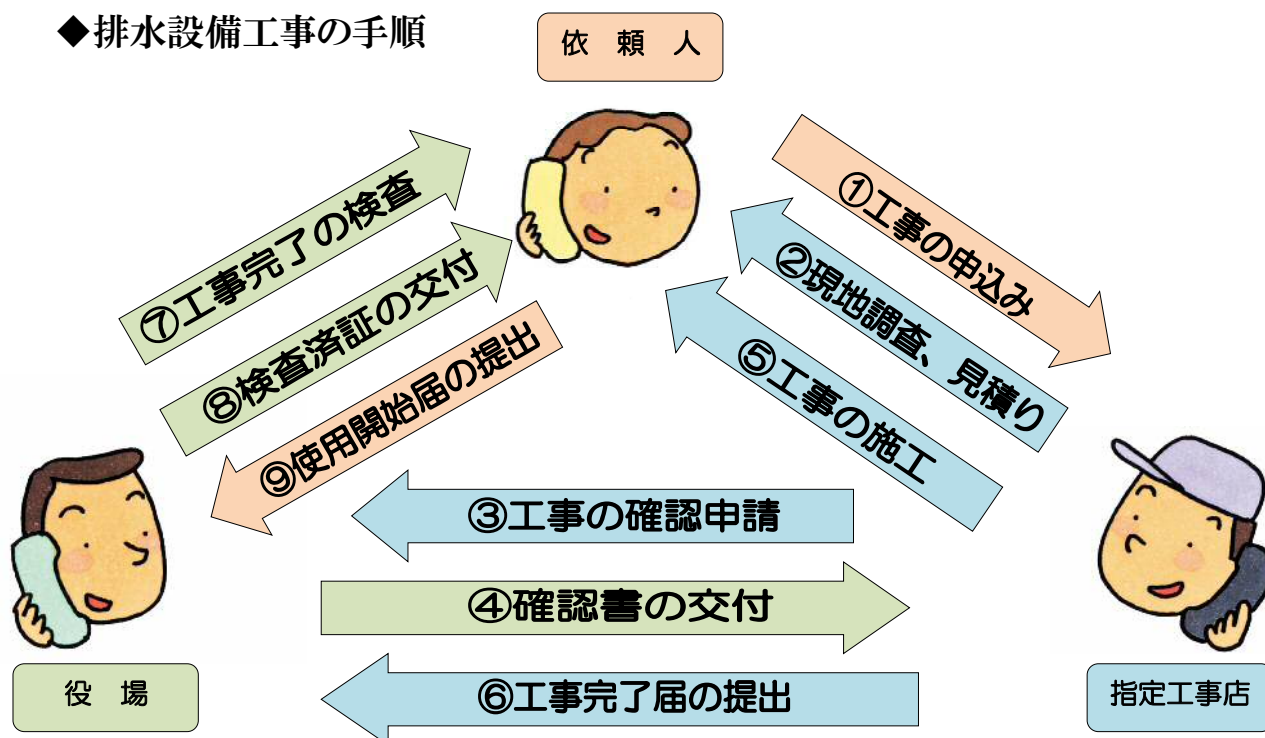
排水設備〔水洗化〕 工事のお申込みから完成まで

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水ますや雨水ますを設置するとともに、汲み取り便所を水洗トイレに改造する工事と水洗トイレへの給水管工事などを行うものです。水洗トイレに改造するときは、ご家庭でよく検討したうえで町が指定した工事店と十分に話し合いをし、工事の内容や費用などを確認するようにしましょう。

◆工事は必ず指定工事店で

トイレの改造や台所、浴室などの排水設備の設置工事を行うときは、必ず町が指定した「指定工事店」へお申込みください。「指定工事店」は基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事の請求や粗悪な工事などをなくして、安心して工事をまかせることができるように町が指定したものです。「指定工事店」以外のところで工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず、無効工事となって工事のやり直しをしていただくことになります。また、「指定工事店」では、町に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを皆様に代わって行います。

◆排水設備工事の手順



◆排水設備工事の事務手続

依頼者は、「指定工事店」に直接工事の申込みをします。

- 指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますので便器の器種、施工方法、費用、支払い条件（融資の有無）などについて十分に打ち合わせを行い、契約をします。

「指定工事店」は工事の確認申請書を作成し、町に提出します。

- 書類の作成、提出は指定工事店が代行します。
- 確認申請書には、依頼者の押印が必要です。

町では、申請書をもとに施工方法、費用などが基準に合い、適正かどうか審査して工事の許可をします。

- 審査に合格すると確認書が交付されます。
- 確認を受けた後でなければ、工事に着手できません。

「指定工事店」は、工事に着手します。

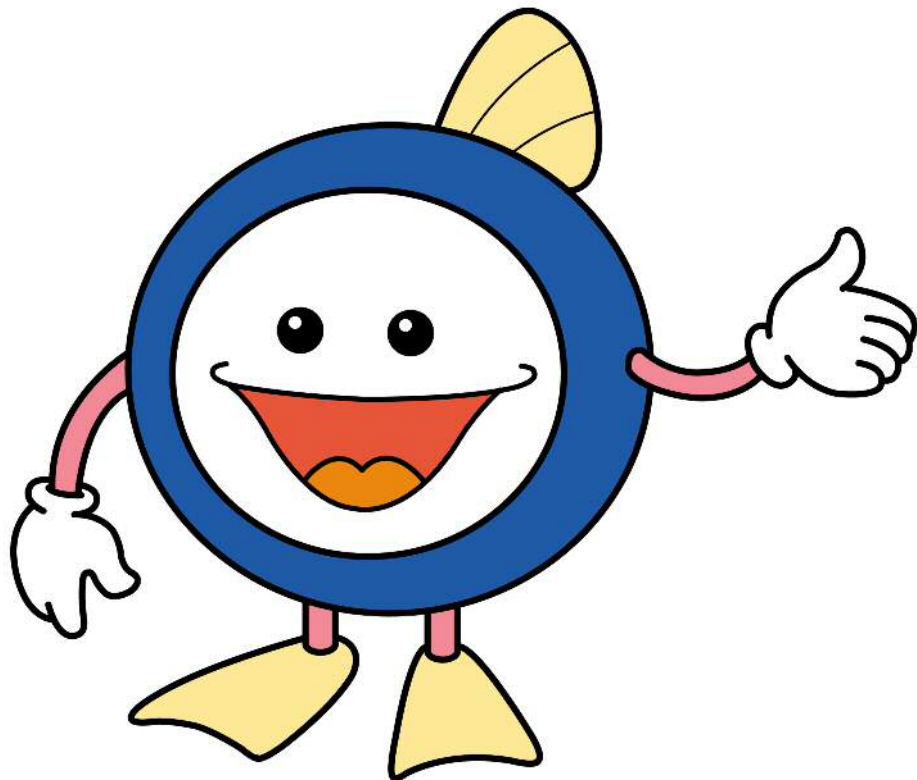
- 工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から最終ますまでの間の排水管やますを新設したり、既設のますの手直しをします。
- 既設便槽内の汲み取りの依頼は指定工事店と相談し、便槽の清掃、消毒をしたあと土砂で埋めます。（浄化槽の廃止も同様ですが、土砂の埋め戻しは必要に応じて行ってください。）
- 水洗トイレの便器と給水タンクを据えつけ、給水管の配管を行います。
- 工事に必要な日数は一般の住宅の場合3日ぐらいです。そのうち、トイレが使用できないのは半日程度です。

「指定工事店」は、工事終了後5日以内に、工事完了届を町に提出します。

町は工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。

- 完了検査は計画書どおり工事が行われたかどうかを調べるものです。
- 完了検査のとき、工事の手直しをしていただくことがあります。
- 検査済証は玄関などの見やすいところに貼ってください。
- 工事費の支払いをします。

申請者（依頼者）は下水道使用開始届を町に提出し、使用することができるようになります。



水洗便所改造資金利子補給制度

「下水道への接続工事をしたいが資金がない」、こんなときは、町の「利子補給制度」をご利用ください。この制度は、下水道の宅内工事をするための工事資金を町が指定する金融機関から借入れて行う場合に、返済のとき生じる利子の半分を町が補給する制度です。

※金融機関の審査によっては融資を受けられない場合もありますので、申請前に必ず金融機関へご確認ください。

●対象となる工事

- ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事
- ・浄化槽付き水洗便所の浄化槽の撤去等改造工事
- ・排水設備の設置及び改造工事

●制度の対象となる方

- ・処理区域内の建築物の所有者または改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること
- ・町税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと
- ・自己資金による改造が困難であること
- ・融資を受けた改造資金の償還能力があること
- ・町内に居住し、独立の生計を営み弁済の資力を有する確実な連帯保証人を有すること
- ・水洗化が可能となった日（供用開始の日）から3年以内に行なう改造工事であること

●制度の内容

- ・利子補給の対象となる借入金の額は、改造工事1件につき5万円以上50万円までです。
- ・利子補給期間は、最高30ヵ月までです。
- ・利子補給率は、借入利率4.5%のうち2.25%です。

●償還の方法

30ヵ月以内元金均等月賦払い

※元金の償還が遅れたときの遅延利息は、融資を受けた方の負担となります。

●取扱金融機関

四国銀行伊野・枝川支店、百十四銀行伊野支店、高知信用金庫伊野支店

●申し込みに必要な書類

- ・水洗便所改造資金利子補給申請書
- ・申請者の町税等納税証明書

※排水設備計画確認申請書といっしょに提出してください。

●融資金の交付

工事完了検査合格後、町から「排水設備工事検査済証」が交付されます。検査済証と必要書類を添付して、上記金融機関に利子補給申請者ご本人が融資の申し込みを行なってください。

・融資の契約は、申請者と金融機関の間で行いますので、融資の承認・申し込み（決定）の際には金融機関の審査が必要です。その手続き内容は金融機関によって異なります。

・金融機関の審査によっては、融資を受けられない場合もありますのでその際にはご了承ください。



これだけは、守ってください。

下水道ができたからといって、何でも下水管に流していいということではありません。下水道は、自然や生活環境をより良くするための公共の財産です。

下水道の施設は、大部分が地下にあります。それだけに詰まったときの修理は大変です。詰まると汚水の流れを妨げ、台所やトイレが水びたしになることがあります。

下水道を使う一人ひとりがルールを守って、上手に使うことを心がけましょう。

●生ゴミを捨てない

下水管が詰まり事故の原因になります。細かく碎いてもダメです。ゴミかご、流し口の目皿を準備してください。特にマッチ棒、はし、魚の骨にご注意。



●有機リン洗剤はやめよう

リンは処理場でも完全には排除できず、河川や海的环境を悪化させます。なるべく無リンの洗剤を使用してください。



●油を流さない

石けん水と油が化合すると固まるので下水道管を詰まらせ、処理場の機能を低下させます。油は新聞紙に吸収させるか、処理袋や処理剤を利用してゴミとして捨ててください。



●トイレにものを流さない

トイレットペーパー以外のものを絶対流さないでください。同じようでも新聞紙やビニールなどは水に溶けません。トイレは詰まると修理するのが大変です。



●水は節約して

資源の無駄使いであるばかりでなく、汚水の量が増えればそれだけ下水道施設の維持管理費も増えます。節水を心がけましょう。

●下水管の近くには植樹しない

下水管に樹根が侵入して詰まりや破損の原因となりますので植樹しないでください。



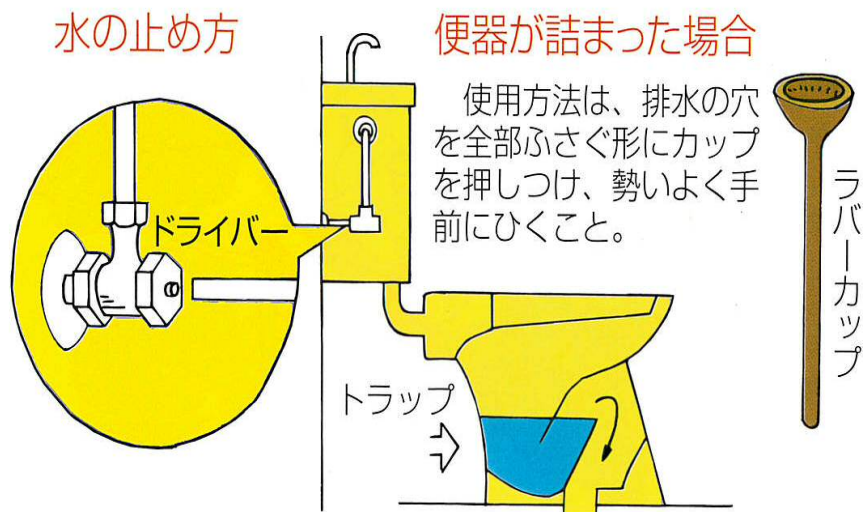
◆水洗トイレの故障は

●水洗トイレが詰まって流れない

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で直ります。1つ備えておくようにしましょう。それでも直らないときは、お宅の工事を施工した指定工事店にご連絡ください。

●水洗トイレの水が止まらない

トイレを使用したあと水が止まらない、便器でいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンクに給水する管についている「止水栓」をドライバーで締めて水を止めてください。タンク内のくさりがからんだり、はずれたり、パッキンやフロート弁が古くなっていたら直しましょう。修理が必要なときは、指定工事店に依頼してください。





紙の博物館をデザインした下水道のマンホールのふた

下水道の完備は地下生活に大切な環境衛生の基本です、快適で文化的な都市生活を目指して急ピッチで下水道の施設工事が進められています。下水道工事期間中は、交通事情の悪化や、騒音、振動などが予想されますが、できる限りご迷惑をおかけしないよう努力いたしますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◇下水道に関する相談・お問い合わせ

いの町役場 上下水道課

吾川郡いの町 1700-1

電話 088-893-1161